

利用料（介護保険制度）

基本料金表

職種	居宅療養管理指導費		単位数
医師が行う場合 （月2回を限度とする）	（Ⅰ）	単一建物居住者1人	515単位
		単一建物居住者2～9人	487単位
		単一建物居住者10人以上	446単位
	（Ⅱ）	単一建物居住者1人	299単位
		単一建物居住者2～9人	287単位
		単一建物居住者10人以上	260単位

※（Ⅱ）は、在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者の方。

※1単位あたり10円となります。（利用料金は、利用単位数に10円を掛けた額の1割・2割・3割です。負担割合は所得により変わります。）

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面等でお知らせします。

利用料（健康保険制度）

●健康保険制度の料金については、お持ちの受給者証の種類によって負担割合が異なります。また、各々の医療行為および利用者の状態・病状により管理料等の加算が算定されます。料金の詳細については、個別にお渡しする【別紙料金表】を必ずご確認ください。

基本料金表（自宅療養の方）

			月額標準負担額			負担上限
			3割	2割	1割	
一般	70歳未満	3割	18,800	12,600	6,300	所得に応じる
高齢受給者	70歳～75歳未満	所得に応じて2割または3割				所得に応じる
後期高齢者	75歳以上または65歳以上で一定の障害がある方	所得に応じて1割・2割・3割				一般：18,000円 低所得：8,000円 高額所得：所得に応じる

※保険適用外の費用…交通費 1km100円（片道のみ請求）

※上記料金表は自宅療養の方の金額です。施設の方は金額が異なります。